

# ゲームマーケット出展規約

## 1. 規約の履行

ゲームマーケット2020秋（以降、「本イベント」とする）出展申込者及び出展者（以降、「出展者」とする）は、主催者から提示された「出展者の手引き」及び以下に述べる各規約等を遵守する必要があります。

また、出展参加のお申し込みと同時に、下記事項に関してブース出展者全員が連帯責任を負うことに同意いただいたものとします。

出展者がこれらを遵守せずに違反した場合又は違反していることが判明した場合で、主催者が悪質だと判断した場合は出展申込の拒否、出展の取消し又はブース、展示・装飾物の撤去・変更等を指示する場合があります。

その際、主催者の判断根拠等は非公開とし、出展者が支払った費用・出展に伴う経費・撤去や変更等によって生じた出展者及び関係者の損害も主催者に請求できないものとします。

## 2. 出展資格

### 2-1.

出展者は主催者が定める本イベントの開催趣旨に合致する法人・個人とします。

主催者は出展者に対して出展審査を行い、「出展申し込みフォーム」記載事項の記入漏れや不備等の有無のほか、出展内容が本イベントの趣旨に沿うものであるか等を確認し、本規約の出展基準を満たすか否かを判断し、出展の可否を決定します。

同一代表者の複数申込は禁止します。

（申込責任者とEメールアドレスが同じ場合は「同一人物」とみなします）

### 2-2.

出展者は、自ら及び役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（※常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、下記のいずれにも該当しないことを誓約することとします。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- ・暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- ・暴力団準構成員
- ・暴力団関係企業
- ・総会屋等
- ・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ・その他これらに準ずる者（以降、これらを総称して「暴力団等」とする）であるとき。
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているとき。

- ・暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ・役員等が、暴力団等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

### 3.出展の申し込み

本イベントは「出展申し込みフォーム」の入力内容を主催者が受領した時点で正式な申込とします。

申込者多数の場合は抽選にて申し込みの可否を判断し、当選者にメールで通知いたします。

抽選の内容等は公開しません。

### 4.出展料の支払い及び出展キャンセル・取消し

#### 4-1.

出展者は出展申込後に主催者から発送されるメール内容または請求書に従い、期日までに指定銀行口座に出展料を支払わなければなりません。

なお、振込手数料は出展者の負担となります。期日までに出展者から出展料の支払いがない場合、主催者は出展申込を取消することができます。

#### 4-2.

出展申込後、出展者が出展のすべて又は一部の取消し・解約をする場合、出展者は申込時のメールにて主催者に届け出た上、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。

#### 4-3.

キャンセル料は下記となります。

「出展料（消費税相当額を含む）の100%」

基本的に、出展者事由による出展キャンセルの場合、キャンセル料は出展料の100%とします。但し、主催者が考慮すべきしかるべく事由が出展者にあった場合、この限りではありません。

また、主催者事由により出展キャンセルの場合も、この限りではありません。

### 5.ブースの割当

#### 5-1.

ブース配置の全体レイアウトは、主催者にて決定します。

出展者は、その結果に従わなければなりません。

#### 5-2.

主催者が認めた場合を除き、出展者はブースの全部又は一部を他者に対して譲渡・交換・貸与等することはできません。

#### 5-3.

一部出展者につき出展キャンセル、出展取消等があった場合、主催者はブース配置の全体レイアウトを変更することができます。

出展者はその変更に従わなければなりません。

#### 5-4.

二つ以上の会社・団体が共同で出展を申込み場合は、代表となるそのうちの一つの会社・団体（以下「代表出展者」といいます）が申込みを行い、出展に関するすべての責務を負います。

なお、主催者からの連絡、来場者案内品などの送付は、代表出展者に対してのみ行うこととさせていただきます。詳細は「出展者の手引き」をご参照ください。

## 6.出展内容に関して

#### 6-1.

アナログゲームに関するあらゆるアイテムが、出展の対象となります。

具体的には、下記を参考にしてください。

##### ・アナログゲームの販売や試遊

※ボードゲーム、カードゲーム、テーブルトークRPG、シミュレーションゲーム、トレーディングカードゲーム、玩具など

##### ・アナログゲームに関する物品の販売

※解説書、ゲームブック、小説、TRPG、リプレイ、シナリオ集、コマ、サイコロなど

##### ・中古アナログゲームの販売

※販売を行わない出展(展示や試遊のみ)も可能です。

※アナログゲームで販売されていた（もしくは販売する予定の）タイトルを題材にしたものであれば、スマートフォンやタブレット、PC用ゲームなどの出展も可能です。

#### 6-2.

法に触れる性的なもの、公序良俗を著しく乱すものの持ち込み・販売は禁止です。

下記のような作品を「R18作品」として扱い、展示・試遊・販売を禁止とします。

- ・残虐的で、それを助長するような表現（人間の死亡描写がリアルである、肉体損壊を伴う残虐描写など）
- ・犯罪等、反社会的な行為を誘導するような表現（薬物乱用・陶酔感の描写があるなど）
- ・性描写により、性的情感を刺激する表現（過激な性愛描写など）
- ・その他18歳未満の青少年への販売・閲覧が好ましくないと事務局が判断するもの

ゲームマーケットは「家族で楽しめるアナログゲームの祭典」です。子どもたちも多数来場します。子どもが目にするにはふさわしくないと事務局が判断する物品(性的な表現やグロテスクな表現など)に関しては、撤去、または出展の中止をお願いすることもあります。

6-3.

著作権者の許諾を得ている場合を除き、知的財産権を侵害する模倣品等を展示したり、販売することはできません。

6-4.

装飾・展示物等の搬入・搬出及び展示方法等は、主催者の提供する「出展者の手引き」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。

6-5.

出展者は通路等の自らが割り当てられた出展ブース内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為等を行うことはできません。

6-6.

出展者は強い光、熱、臭気、大音響を放つ実演等、他者の迷惑となる行為、又は近隣の展示を妨害する行為をしてはいけません。

又、出展者が他の出展者・来場者等に対して、強引なセールス、勧誘、誹謗中傷及び営業妨害等の行為をすることも禁止します。

迷惑行為等があったと主催者が判断した場合は、その中止、変更及び禁止をいつでも命じることができます。又、出展者はそれに従わなければなりません。

6-7.

出展者は本イベント場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

6-8.

出展者間又は出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して主催者は一切の責任を負いません。

6-9.

会期中は、主催者が会場全般の整理・管理にあたります。

ただし、ブース内の管理には主催者は責任を負いません。

出展者は責任をもって自らが割り当てられた出展ブース内の運営・来場者の安全確保・出展物の管理を行って下さい。

出展物への保険等は、出展者の責任で行って下さい。

## 7. 損害責任

7-1.

出展者は主催者から提示された「出展者の手引き」及び本規約等に違反した場合又は違反していることが判明した場合、そのことが原因による主催者に生じた損害のすべてを主催者

に対して賠償しなければなりません。又、出展者及びその従業員・関係者等の過失による本イベント場内及びその周辺の建築物・設備に対する損害はすべて出展者が賠償しなければなりません。

#### 7-2.

主催者はいかなる場合においても、出展ブース内並びに出展者及びその従業員・関係者等に関する盗難・紛失・損傷・天災等不可抗力による事故・傷害・損傷等に対し、一切の責任を負いません。

#### 7-3.

主催者は天災、地変、疫病その他不可抗力（主催者と出展者の信義則に反さず、故意または過失を除く）の原因により本イベントを延期、中止又は中断することがあります。

この場合、主催者は開催を延期・中止した場合において、出展者への出展料金等の返金は誠意をもって行えるように努力するとみなします。

#### 7-4.

主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安等によって生じた出展者及びその従業員・関係者等の損害は補償しません。

## 8. 個人情報の取り扱いについて

#### 8-1.

出展者は本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をしなければなりません。

利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用し、特に第三者提供を行う場合は、必ず個人情報の情報主体から同意をとらなければなりません。

#### 8-2.

出展者は本イベントを通じて取得した個人情報について、法律に定められた安全管理を遵守した適切な管理・運営をしなければなりません。

#### 8-3.

出展者は本イベントを通じて取得した個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴え等を受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な管理・運営をしなければなりません。

#### 8-4.

出展者が本イベントを通じて取得・管理・運営する個人情報の情報主体又は情報主体と主張する者との間で紛争が生じた場合、両者で協議して当該紛争を解決すべきものとし、主催者はその際、一切の責任を負いません。

#### 8-5.

主催者は、出展者情報、個人情報を、出展に関する諸手続きおよび各種案内のために使用します。当該者の了承がない限り第三者に開示することはありません。

ただし、出展に関する確認・連絡および諸手続きのために事務局と機密保持契約を締結した業務委託先（事務局協力会社）に預託することがありますので、予めご了承ください。

また、ゲームマーケットおよび提携先のイベント連絡、催し物の各種案内のため使用します。

## 9.写真・ビデオ撮影について

出展者や来場者による出展物に関わる撮影、録音、記録等の可否の許可については出展者の責任において行っていただきます。

プレス等への出展物や出演者、スタッフの撮影、録音および二次使用の許可についても出展者の責任において行っていただきます。

主催者は本イベントを記録するために、会期中に会場内、出展者ブースなどの撮影を行います。

主催者が撮影した写真、映像の権利は主催者が有するものとし、事前告知や承諾なくプレス等へ資料映像として提供する場合があります。

この範囲において、主催者が撮影した写真、映像につき、著作権、肖像権等の出展者の知的財産権が認められる場合であっても、出展者はその利用を許諾するものとします。

## 10.その他

### 10-1.

本イベントから生ずる紛争について訴訟を行う場合は、主催者の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 10-2.

主催者から提示された「出展の手引き」及び本規約等に定めのない事項は主催者の判断によるものとします。

### 10-3.

本イベントの運営上の言語は日本語を正式とし、費用の決済等は日本円で行います。

### 10-4.

この出展規約は今後、変更・修正の可能性があります。

最新版は、出展申込時に公式ウェブサイトをご確認ください。

また付随する規約、諸注意もウェブサイトならびに「出展者の手引き」に記載がありません。あわせてご確認ください。